

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

■令和8年度報酬改定に伴う区分の届出届の提出について

令和8年6月に就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の基本報酬区分が変わります。
就労継続支援サービス（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の事業所は、「令和8年4月・5月分の届出書」と併せて、「令和8年6月以降分の届出書」も提出してください。
ただし、以下の①・②のいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分が引き続き適用になるため、「令和8年6月以降分の届出書」の提出は不要です。

①今回届け出る区分（令和7年度工賃実績に基づく令和8年度の基本報酬区分）が
「1万円以上1万5千円未満」「1万円未満」の場合

②令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なります。》

- ・令和5年4月以前に指定を受けた事業所
⇒「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない
又は下がっている場合
【根拠書類：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】
- ・令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所
⇒区分八が適用される経過措置期間によって、比較する月が異なります。
参考資料①で比較する月を確認してください。
【根拠書類：経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類】

※令和6年4月以降に指定を受けた事業所は、令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります。
（①に該当しない場合は、「令和8年6月以降分の届出書」を提出してください）

「令和8年6月以降分の届出書」	届出書の提出 ※該当する方に○をしてください	「必要なし」を選択した場合、下記□に該当する理由 （①・②のいずれか）を選択してください
	必要あり・必要なし	に該当するため

※「必要なし」の場合、①・②に該当することが分かる根拠書類を添付してください。

事業所名																																																																						
サービス費区分		1. 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) 4. 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ) 2. 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) 5. 就労継続支援B型サービス費(Ⅴ) 3. 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ) 6. 就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)																																																																				
定員区分		1 21人以上40人以下 4 81人以上 2 41人以上60人以下 5 20人以下 3 61人以上80人以下																																																																				
サービス費 (Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	平均工賃月額区分	1 4万5千円以上 6 1万5千円以上2万円未満 2 3万5千円以上4万5千円未満 7 1万円以上1万5千円未満 3 3万円以上3万5千円未満 8 1万円未満 4 2万5千円以上3万円未満 9 なし(経過措置対象) 5 2万円以上2万5千円未満																																																																				
	前年度の支払工賃額の状況	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>月</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr> <td>工賃総額(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>延べ利用者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>開所日数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>月</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>計</td></tr> <tr> <td>工賃総額(円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>延べ利用者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>開所日数</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 平均工賃月額① 工賃総額÷12÷前年度開所日1日あたりの平均利用者数 円 重度障害者支援体制加算(Ⅰ) を算定している場合 (①+2000円) 円										月	4	5	6	7	8	9	10	11	工賃総額(円)									延べ利用者数									開所日数									月	12	1	2	3	計	工賃総額(円)						延べ利用者数						開所日数				
月	4	5	6	7	8	9	10	11																																																														
工賃総額(円)																																																																						
延べ利用者数																																																																						
開所日数																																																																						
月	12	1	2	3	計																																																																	
工賃総額(円)																																																																						
延べ利用者数																																																																						
開所日数																																																																						
サービス費(Ⅳ)・(Ⅴ)・(Ⅵ)	ピアサポーターの配置					有 ・ 無																																																																

注1 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を
 算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。

注2 重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。

注3 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。

注4 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を
 算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。
 なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーター等の配置に関する届出書」を提出すること。